

24  
無 判 殿

最高検刑秘第4号

平成7年4月1日

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 井嶋一友

#### 国會議員選挙に関する請訓について（依命通達）

標記の件について、平成7年4月1日付け最高検訓秘第1号をもって検事総長訓令が発せられたが、その運用については、下記の事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

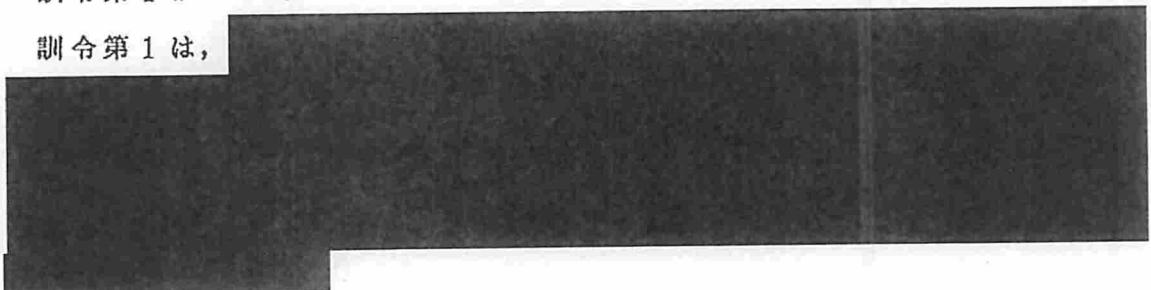
記

##### 1 請訓制定の趣旨について

このたび発せられた検事総長訓令（以下「訓令」という。）は、平成6年法律第2号及び第105号により、公職選挙法（以下「法」ともいう。）が改正され、連座制の対象者及び効果が拡大されたことなどに伴い、所要の整備を行ったものである。

##### 2 訓令第1について

訓令第1は、



##### 3 訓令第2について

(1) 訓令第2は、

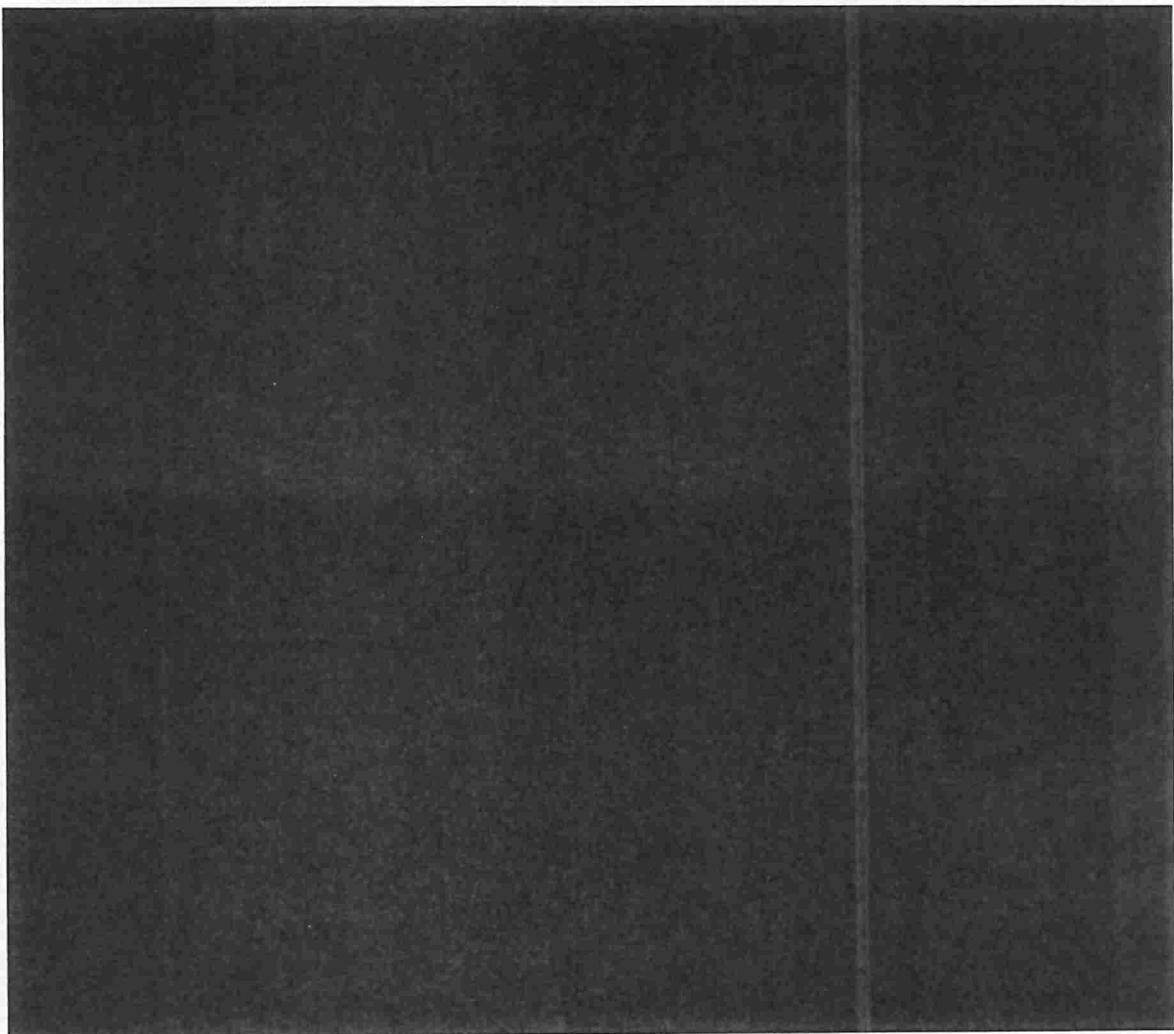


(2)

(3)

#### 4 訓令第3について

- (1) 訓令第3は、法第211条の規定による当選無効及び立候補制限の訴訟（以下「当選無効等の訴訟」という。）の提起に関するものであるが、法改正により、連座制の効果が拡大され、当選無効に加え立候補制限の効果も付与されたことなどに伴い、所要の整備を行ったものである。
- (2) 当選無効等の訴訟には行政事件訴訟法第19条（原告による請求の追加的併合）の規定の準用がない（法第219条）ので、当選無効等の訴訟を提起した後、当該訴訟の被告に関する当選無効等の事由となる別個の事実につき有罪裁判が確定したときは、検察官としては、別個に訴訟を提起し、裁判所に対し、必要に応じ弁論の併合を求めることがある。
- (3) 当選無効等の訴訟に関する手続については、下記に従い、その迅速適正な処理を図られたい。



イ 当選無効等の訴訟の被告が衆議院議員選挙の候補者であった者であるときは、当該訴訟係属後速やかに、別紙様式により、当該被告が公職選挙法第86条の2第4項による重複立候補者であるか否かについて、高等裁判所事務局長に連絡すること。

ウ 檢事長又は検事正は、刑事関係報告規程に定めるところに準じ、必要に応じて法第211条に規定する罪に関する刑事事件（以下「当該刑事事件」という。）の公判経過を報告するとともに、当該刑事事件についての有罪裁判が確定した場合に当選無効等の訴訟の管轄裁判所となるべき高等裁判所に対応する高等検察庁（以下「対応高等検察庁」という。）の検事長に同文をもって通報する一方、裁判所に対し、訴訟記録の整理、裁判書の作成等の迅速化についても特段の配慮を求める等、請訓及び当選無効等の訴訟の提起に支障を来すことのないよう準備を整えておくこと。

- エ 檢事長又は検事正は、当該刑事事件につき、有罪裁判があったとき及び有罪裁判が確定したときは、速やかに刑事関係報告規程に定める裁判結果報告及び裁判確定報告をするほか、対応高等検察庁の検事長に同文をもって通報すること。
- オ 当該刑事事件の有罪裁判が確定した場合において、対応高等検察庁の検事長が、当選無効等の訴訟の提起に関し、検事総長の指揮を求めるに当たっては、証拠及び適用法令に関する意見を付し、かつ、必要な資料を送付すること。
- カ 当該刑事事件の有罪裁判が当選無効等の訴訟の管轄裁判所以外の裁判所で確定した場合は、その裁判所に対応する検察庁の長（その裁判所が簡易裁判所である場合は、その所在地を管轄する地方検察庁の検事正。以下同じ。）は、速やかに証拠及び適用法令に関する意見を付して、必要な資料を対応高等検察庁の検事長に送付すること。ただし、訴訟記録が下級の裁判所にあるときは、その裁判所に対応する検察庁の長がこの手続をすること。
- キ 前記カの裁判所が最高裁判所である場合には、当庁から速やかに必要な資料を対応高等検察庁の検事長に送付するとともに、当該刑事事件の原審裁判所に対応する検察庁の長にその旨を通知するから、通知を受けた検察庁の長は、前記カの手続をすること。
- ク 檢事長又は検事正が前記カ又はキの手続をしたときは、刑事関係報告規程の例に準じ三長官報告をすること。

## 5 通達の廃止

昭和62年4月1日付け刑秘第4号次長検事依命通達「国会議員選挙に関する請訓について」は、廃止する。

様式

重複立候補者連絡書

(原告)

(被告)

上記当事者に係る平成 年(行ヶ)第 号事件の被告〇〇は、

公職選挙法第86条の2第4項に規定する衆議院名簿登載者で 

ある	[
ない	

ので連絡する。

年 月 日

高等検察庁

検事

高等裁判所事務局長

殿

(注)

[ に併記された文言のうち、該当するものを丸で囲むこと。